

電気料金種別定義書

【ライフプラン】

【スーパーONE】

【スーパーONE割】

株式会社EPOWER

## 目次

1. 実施期日.....	3
2. 定義.....	3
3. 適用条件.....	3
4. 燃料費調整.....	3
5. 電気料金.....	6
6. 契約電流の変更.....	6
7. 本定義書の変更および廃止.....	6
8. 請求書等の発行.....	6
別表7	
1. 電気料金.....	7
2. 料金表の適用.....	7

この電気料金種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまに対して、一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区内の需要場所に、エフィシエント株式会社（登録番号：A0156、以下「本電力小売事業者」といいます。）が電気を供給するときの電気料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等税相当額を含みます。

## 1. 実施期日

「本定義書」は、2020年5月1日より実施します。

## 2. 定義

以下の用語は、本定義書において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、電気供給約款に規定するところによります。

- (1) ライフプラン  
当社の電気メニューである「ライフプラン」をいいます。
- (2) スーパーONE・スーパーONE割  
当社の電気メニューで当社と代理店契約を結んでいるガス会社をご使用しているお客様向けである「スーパーONEプラン」「スーパーONE割プラン」をいいます。

## 3. 適用条件

- (1) 適用範囲  
電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。
  - (イ) 使用する最大容量が（以下最大需要容量といいます）6キロボルトアンペア未満であること。
  - (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (3) 契約電流
  - (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出いただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
  - (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

## 4. 燃料費調整

- 1) 燃料費調整額の算定

## (1) . 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ =表 2 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) . 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は表 2 に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格 (円)) × 3) の基準単価 / 1,000

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、基準価格 Y 円以下の場合  
燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × 3) の基準単価 / 1,000

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が Y 円を上回る場合  
燃料費調整単価 = (Y - X 円) × 3) の基準単価 / 1,000

## 2) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

表 1

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間

毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

### 3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1000円変動した場合の値とし、表2のとおりとします。

### 4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1) 燃料費算定額の算式(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{(算式)} \quad \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

表2 燃料費調整単価算出係数等【中部電力管内】

項目		値
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
燃料価格	X	45,900
	Y	68,900
基準単価 (1キロワット時につき)		23銭 3厘

## 5. 電気料金

料金は、最低月額料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、4.(燃料費調整)4)により算定された燃料費調整額とし、最低月額料金単価、従量料金単価は、別表1(電気料金)のとおりとします。

## 6. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく最低月額料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2 (電気供給約款の変更) (2)および(3)に準じます。

## 7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2 (電気供給約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を電磁的媒介を伴い掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法により掲載します。
- (3) 本定義書の廃止に伴い、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2 (電気供給約款の変更) (2)、(3)に準じます。
- (4) 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金種別定義書に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金種別定義書によります。

## 8. 請求書等の発行

電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じて、電子データによりお客さまにご提供いたします。なお、この場合、当社は当該電子データによる提供をもってお客さまへご請求書を行ったものとします。なお、当社にお申し出いただくことにより、かかるデータによる請求に代えて、紙媒体の請求書をご提供いたします。この場合、1月につき 200 円(税別)を毎月の電気料金に上乗せして支払っていただきます。

## 別表

### 1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流は20アンペアからとなります。

#### (1) ライフプラン

	最低月額料金	従量料金単価
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき 0 円	26.40 円

#### (2) スーパーONEプラン

	最低月額料金	従量料金単価
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき 0 円	26.00 円

#### (3) スーパーONE割プラン

	最低月額料金	従量料金単価
中部電力管内	契約電流 10 アンペアにつき 0 円	25.40 円

## 2. 料金表の適用

### (1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するお客さまの申出を当社が承諾した場合に適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。

- (a) 従量電灯B相当で契約電流が20アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b) 【スーパーONE】 【スーパーONE割】 を適用されるお客さまは、(a)のお客さまで、当社と媒介代理店を締結しているガス会社からガスの使用契約を結んでいるお客さまであり、戸建て住宅にお住まいの方に限ります。
- (c) 【スーパーONE】 【スーパーONE割】 を適用されるお客さまは、(a)のお客さまで、お客さまの需要場所が、ガスの使用契約における需要場所の範囲内にあり、かつ、お客さまとガスの使用契約の契約者が同一であること。
- (d) 【スーパーONE割】 を適用されるお客さまは、(b)(c)いずれかに該当し、以下の条件を代理店よりご利用またはご購入頂いたお客さまとなります。
  - ① 太陽光発電を設置または新たにご購入された方
  - ② 蓄電池を設置または新たにご購入された方
  - ③ 発電機を設置または新たにご購入された方
  - ④ ガス給湯器またはガスファンヒーターを設置または新たにご購入された方

